平成２３年（フ）第５２９号
奈良市油阪地方町１番地の１
債務者　株式会社都ホテル
代表者代表取締役　斉藤　忠男
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　典彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前10時30分
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１８号
埼玉県上尾市上1111番地４
債務者　有限会社アルケミー
代表者取締役　水戸　仁之
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前11時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６９号
横浜市緑区長津田町3148番地
債務者　株式会社横浜工芸
代表者代表取締役　和田　　猛
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石山　晃成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１４号
埼玉県加須市下谷741番地
債務者　有限会社遊城
代表者取締役　儘田　裕史
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲原　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３８号
京都府城陽市寺田水度坂５番地
債務者　株式会社トランテックス
代表者代表取締役　山本　孝典
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山地　敏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３５号
広島市中区富士見町９番８号
債務者　有限会社明生企画
代表者清算人　岩山準一郎
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４００号
福岡県久留米市山川沓形町１番―52
債務者　有限会社樋口製作所
代表者清算人　樋口　義幸
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０３５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目40番14号
債務者　丸実食品有限会社
代表者代表取締役　丸山　眞一
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４６１号
北海道石狩市八幡４丁目166番地46、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区北25条東18丁目３番７号
債務者　有限会社三信商工
代表者代表取締役　村瀬　繁樹
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上木　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２７号
埼玉県川口市大字安行領家1043番地の５
債務者　株式会社ヨシマサ・ビルダーズ
代表者代表取締役　吉田　正直
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　泰彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５５４号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目19番20号
債務者　本坊　益隆
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永山　一秀
４　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年３月22日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
神奈川県小田原市新屋３番地の12　シャトレー村越Ｂ
債務者　福禄　眞弓（旧姓岩川）
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７１号
神奈川県厚木市山際190番地10
債務者　子安　大介
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　良知
４　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月28日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０８４号
仙台市宮城野区岩切字堰堀11番地
債務者　秋田　勝博
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
４　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
福島市佐倉下字二本榎31番地　佐久間茂夫方、従前の住所福島市下鳥渡字石子９番地の１
債務者　半沢美代子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４９５号
愛媛県松山市森松町450番地３
債務者　稲垣　芳則
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部